

○環境省告示第六十八号
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第九條第六項の規定に基づき、令和五年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量（令和五年三月環境省告示第十六号）の一部を次のように改正する。
 令和五年九月二十五日 環境大臣 伊藤信太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後 改正前

<p>一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省厚生省令第一号。以下農林水産省、通商産業省「規則」という。）第四條第一号に規定する分別基準適合物</p> <p>二 規則第四條第二号に規定する分別基準適合物</p> <p>三 略</p> <p>四 規則第四條第四号に規定する分別基準適合物</p> <p>五 規則第四條第五号に規定する分別基準適合物</p>	<p>一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省厚生省令第一号。以下農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四條第一号に規定する分別基準適合物</p> <p>二 規則第四條第二号に規定する分別基準適合物</p> <p>三 略</p> <p>四 規則第四條第四号に規定する分別基準適合物</p> <p>五 規則第四條第五号に規定する分別基準適合物</p>
---	--

<p>六 規則第四條第六号に規定する分別基準適合物</p> <table border="1"> <tr> <td>年度（令和）</td> <td>特定分別基準適合物ごとの総量（単位千トン）</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>七五三</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	年度（令和）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位千トン）	五	七五三	[略]	[略]	<p>六 規則第四條第六号に規定する分別基準適合物</p> <table border="1"> <tr> <td>年度（令和）</td> <td>特定分別基準適合物ごとの総量（単位千トン）</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>七六二</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	年度（令和）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位千トン）	五	七六二	[略]	[略]
年度（令和）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位千トン）												
五	七五三												
[略]	[略]												
年度（令和）	特定分別基準適合物ごとの総量（単位千トン）												
五	七六二												
[略]	[略]												

備考 表中の「」は注記である。